

必要書類

I)非住宅の適合性判定のみの場合

次の書類を正副 2 部用意し、A4 ファイルに綴じて提出してください。

- 計画書
- 委任状
- 省エネ計算書(プログラム入力シート・計算結果出力シート)
- 各種設計図書(建築士の記名・押印が必要)
- 手数料額計算書【第 1 号様式】

各種設計図書は、省エネ計算で引用した寸法や仕様、効率等の全情報が読み取れるものがが必要です。

II)非住宅の適合性判定+住宅の届出の場合

次の書類を正副 2 部用意し、A4 ファイルに綴じて提出してください。

- 計画書
- 委任状
- 非住宅部分に関する省エネ計算書(プログラム入力シート・計算結果出力シート)
- 非住宅部分の評価に必要な各種設計図書(建築士の記名・押印が必要)
- 住宅部分に関する省エネ計算書(プログラム入力シート・計算結果出力シート)
- 住宅部分の評価に必要な各種設計図書
- 手数料額計算書【第 1 号様式】

各種設計図書は、省エネ計算で引用した寸法や仕様、効率等の全情報が読み取れるものがが必要です。

手数料

申請には手数料が必要となります。料金は手数料表を参照して手数料額計算書にて算出し、申請時にご用意ください。

受付窓口

品川区都市環境部建築課審査担当(設備)(本庁舎 6 階 4 番窓口)

Ⅲ)計画変更

適合判定通知書を受けた後で、省エネ計画の変更(軽微な変更該当する場合を除く。)を行う場合は、その工事に着手する前に、適合判定通知書を交付した機関に変更後の省エネ計画を提出し、再度、適合判定通知書の交付を受ける必要があります。

- 次の書類を正副 2 部用意し、A4 ファイルに綴じて提出してください。
- 変更計画書
- 委任状
- 省エネ計算書
- 各種設計図書
- 手数料額計算書【第 1 号の 2 様式】

各種設計図書は、省エネ計画に変更が生じた部分を添付してください。

なお、変更に係る省エネ適合判定通知書が交付されるまでは、その変更に係る部分の工事に着手することができませんのでご注意ください。

手数料

申請には手数料が必要となります。料金は手数料表を参照して手数料額計算書にて算出し、申請時にご用意ください。

IV) 軽微な変更

下記の A～C のいずれかに該当する場合は、軽微な変更となり、計画変更の手続きは不要です。

【A】建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更(設備機器の効率向上等)

【B】設計一次エネが基準一次エネより、10%以上少ない建築物について、10%以内で省エネ性能を低下させる変更

【C】再計算によって基準適合が明らかな変更

なお、A 及び B については、その条件を満たすことがわかる資料を完了検査時に用意しておく必要があります。

また、C の変更については、完了検査申請前に、

- 軽微変更該当証明申請書【第 16 号様式】
- 変更箇所がわかる各種設計書(変更前・変更後)
- 省エネ計算書
- 手数料額計算書【第 15 号様式】

を正副 2 部提出し、軽微変更該当証明書の交付を受けている必要があります。

手数料

【C】の軽微変更該当証明申請には手数料が必要となります。

料金は手数料表を参照して手数料額計算書にて算出し、申請時にご用意ください。

V)完了検査

工事が完了した際には、建築物の完了検査とともに省エネ計画の完了検査を受けることとなります。

完了検査の申請の際には、次の書類を添付してください。

- 1.省エネ基準工事監理状況報告書【第 14 号の 9 様式又は、10 様式】
- 2.当初の省エネ適合性判定に要した図書
- 3.計画変更の省エネ適合判定通知書、その判定に要した図書一式
- 4.軽微な変更説明書【第 14 号の 11 様式】
- 5.軽微変更該当証明書、その内容がわかる図書一式(軽微な変更 C の場合)

なお、上記 2,3,5 については、省エネ計画と確認申請を共に品川区に提出した場合は不要です。